

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

【解説】

本章は、法第9条の4の規定に基づき、指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し又は取扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準を規定したものである。

【運用】

本章の運用にあつては、「少量危険物等の審査基準」によること。